

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 3 号に規定する小型まき網漁業このしろ 1 そうまき網漁業及びこのしろ 2 そうまき網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型まき網漁業	このしろ 1 そうまき網漁業	有共第 10 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型まき網漁業	このしろ 2 そうまき網漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型まき網漁業	このしろ 2 そうまき網漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市倉岳町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型まき網漁業	このしろ 2 そうまき網漁業	別記 3 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市新和町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

次の 1 及び 2 の区域。

- 1 上天草市姫戸町船揚島南端と葦北郡芦北町御立岬（只崎）とを結んだ線以北の不知火海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 高戸地先）。

基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わるのところ

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

別記 2

操業区域

次の 1 及び 2 の区域。

- 1 上天草市姫戸町船揚島南端と葦北郡芦北町御立岬（只崎）とを結んだ線以北の不知火海。
ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 11 号共同漁業権漁場内倉岳地先）。

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と同市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 横島北端

別記 3

操業区域

次の 1 及び 2 の区域。

- 1 上天草市姫戸町船揚島南端と葦北郡芦北町御立岬（只埼）とを結んだ線以北の不知火海。
ただし、共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 4 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内新和地先及び本渡地先）。

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ

オ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

カ 天草市楠浦町大門港記念碑

キ 天草市志柿町十文字新開北側樋門